

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県病院局 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員 福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程
- 福島県教育委員会 福島県教育委員会
- 職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県立特別支援学校条例の一部改正に伴い職員の職及び勤務公所を定める件

福島県病院局

七 七 六 六 二 二 一 一

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

局	次	長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
---	---	---	-------------------

を

局

局
(任)

次	長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
参 意	事 置)	上司の命を受け、局の事務に関する企画及び調整に参画する。

に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項中「第3条第2項各号」を「第3条第3項各号」に改める。

第174条第4号中「地方公共団体」の下に「、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。））、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。））」を加える。

第180条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第192条第1項第2号中「地方公共団体」の下に「、独立行政法人、国立大学法人」を加える。

第229条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

病院行政職	局次長
-------	-----

を

病院行政職	局次長	局参事
-------	-----	-----

に、

「

病院医療職(3)	看護部長
----------	------

を

病院
病院

医療職(2)	副課長
医療職(3)	看護部長 副課長

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

（職員の駐在）

第1条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、病院事業の業務に従事する職員（以下「病院事業職員」という。）を双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1に駐在させ、福島県立ふたば医療センター（仮称）の整備に係る業務に従事させるものとする。

（服務）

第2条 前条の規定により駐在する病院事業職員（以下「駐在員」という。）の服務に

については、この規程に定めるもののほか、福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）第2条に規定するところによる。

（報告）

第3条 駐在員は、毎月10日までに、前月分の勤務状況報告書（第1号様式）を所属長に提出しなければならない。

（簿冊）

第4条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

(1) 出勤簿（福島県職員サービス規程（昭和52年福島県訓令第2号）第2号様式に準ずる様式によるもの）

(2) 勤務日誌（第2号様式）

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

第 1 号 様 式 (第 3 条 関 係)

所属長																
月 分 勤 務 状 況 報 告 書																
職・氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	—
備 考																
年 月 日																
様 職 氏名 (記名押印又は署名)																

注 1 駐在員が 2 人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分を取りまとめて報告すること。

2 記入の要領は、福島県職員服務規程に定める出勤簿の記入の例によること。
ただし、出勤については、押印に代え○印をもって表示すること。

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)

勤 務 日 誌								
年 月 日 ()			職 名		氏 名			
出 勤、出 張 等 の 状 況	出 勤	出 張	年 休	病 休	そ の 他 の 休 暇	特 休	欠 勤	出 張 先
本 局 と の 協 議 事 項								
処 理 事 務 の 内 容 等								
備 考								

注 1 「出勤」から「欠勤」までの欄には、該当欄に○印を付し、「出張先」の欄には、出張先の市町村名を記入すること。

2 「処理事務の内容等」の欄には、その内容等を具体的に記入すること。

(病院経営課)

福島県教育委員会

職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の決定の基準に関する規則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「給与規則」を「初任給規則」に改める。

第四条第一項中「給与規則」を「初任給規則」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第五条中「給与規則」を「初任給規則」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第八項」に、「号級」を「当該号級」に改める。

別表の一備考6中「給与規則」を「初任給規則」に改め、同表二中「給与規則」を「初任給規則」に、「福島県養護教育センター」を「福島県特別支援教育センター(福島県養護教育センター)の一部を改正する条例(平成二十九年福島県条例第三十七号)による改正前の福島県養護教育センター条例(昭和六十一年福島県条例第二十九号)第一条に規定する福島県養護教育センターを含む。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条、第四条第一項、第五条及び別表の一備考6の改正規定並びに同表二の改正規定(同表中「給与規則」を「初任給規則」に改める部分に限る。)は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

(職員課)

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「同日前」の下に「において教育長が別に定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該技能労務職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして教育長が別に定める事由に該当した

(特別支援教育課)